

吉田正記念オーケストラ後援会

会員募集中!

吉田正記念オーケストラ

“いつでも夢を”

“有楽町で逢いましょう” “誰よりも君を愛す” “東京ナイトクラブ” “東京の人”
“赤と黒のブルース” “おまえに” “潮来笠” “異国の丘” “伊豆の踊り子” etc.

クラシック音楽ではありません。

哀愁の吉田メロディや 映画音楽が、“ムードオーケストラ”でよみがえります。

< 募集要項 >

1. 入会金：無料
2. 年会費：1,500円
3. 有効期間：1年
4. 会員特典：演奏会チケット割引

当オーケストラとの触れ合い

“感動に満ちた人生”
“安らかで穏やかな人生”
“モノ・心ともに豊かな人生”
を求めて、一緒に語り、
一緒に唄いましょう!!



吉田正音楽記念館
(右は、練習室の再現)



日立市出身で国民栄誉賞受賞の作曲家、吉田正氏の業績を後世に伝える記念館です。年中無休、入場料無料で、年間38万人が訪れる、知る人ぞ知る地方では数少ない成功してる記念館です。

茨城県日立市宮田町5-2-25(かみね公園内)
TEL 0294-21-1125

私たちは、茨城県日立市の生んだ歌謡界を代表する大作曲家吉田正氏の残された名曲の数々を後世の人たちに伝えるために「吉田正記念オーケストラ」を支援します。

「吉田正記念オーケストラ後援会」事務局

〒305-0032 茨城県つくば市竹園2-14-16 NPO法人日本ライフプランニング協会内

TEL.029-852-5061 FAX.029-852-5076 E-Mail:yko@lifeplanning.org

「吉田正記念オーケストラ」事務局

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町2-5-4

TEL.03-5641-1800 FAX.03-5641-1803

「吉田正記念オーケストラ後援会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「吉田正記念オーケストラ後援会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を、茨城県つくば市竹園2-14-16
特定非営利活動法人日本ライフプランニング協会内に置く

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、「吉田正記念オーケストラ」の支援を通じ、下記事項の実現に寄与することを目的とする。

- (1) 「吉田メロディ」と称され、広く大衆に愛されてきた吉田正作品を通じ会員の感動に満ちた人生、安らかで穏やかな人生、モノ・心ともに豊かな人生を送ることの出来る土壌を構築する。
- (2) 当後援会の全組織を通じ、「吉田正記念オーケストラ」を支援することにより、吉田正作品の後世への半永久的な引継ぎに貢献する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の援助を行う。

- (1) 会員組織の構築と定期的な情報発信
- (2) 安定した聴衆の確保
- (3) 学校、教育機関、民間企業ならびに各種団体等とのコンタクト
- (4) その他、支援活動に必要な事項

第3章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する個人および団体をもって構成する。

(退会)

第6条 次の場合には退会とみなす。

- (1) 引き続き2年間会費を納入しなかった場合
- (2) 会長あてに退会願が提出されて受理された場合

第4章 役員および事務局

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------------|-----|--------------|----|
| (1) 名誉会長 | 1名 | (2) 会長(理事) | 1名 |
| (3) 専務理事(理事) | 1名 | (4) 常任理事(理事) | 3名 |
| (5) 理事 | 若干名 | (6) 監事 | 2名 |

(役員の選出)

第8条 役員は次の通り選出する。

- (1) 名誉会長は、理事会の決議を経て、会長より委嘱する。
- (2) 会長、専務理事は、理事会において理事の中から互選する。
- (3) 常任理事、理事および監事は、会長が委嘱する。
- (4) 会員以外の役員をおくことができる。

(役員の義務)

第9条 役員の義務は次の通りとする。

- (1) 名誉会長は、本会の象徴として、本会の社会的向上の一翼を担う。
- (2) 会長は、本会を代表し会の運営を統括する。

(3) 専務理事は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

(4) 常任理事は、専務理事に事故ある場合にその職務を代行し、円滑なる本会の運営を遂行する。

(5) 理事は、理事会において、本会の運営事業の遂行に必要な事項を審議し、決定する。

(6) 監事は、本会の事業運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 役員任期は3年間とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期満了時とする。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(1) 事務局には事務局長および事務局員を置くことができる。

(2) 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 本会は、総会と理事会をもつ。

(総会)

第13条 総会は、会員によって構成し、必要に応じて会長が召集する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、専務理事、常任理事、理事によって構成し、会長が召集する。監事は、理事会に出席し、発言することができる。

(会議の定足数)

第15条 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。総会には、定足数を設けない。

(会議の議決)

第16条 理事会および総会の議決は、出席者の過半数の賛成で可決する。

第6章 会計

(経費の支弁)

第17条

(1) 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(2) 年会費は、法人5,000円、個人1,500円とし、何口でもよい。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付則

1. 本会則は、平成19年2月1日制定施行する。
2. 初年度に限り、設立発起人を本会の理事とする。設立発起人は、木皿昌司、鶴田一郎、柴沼 功、羽澄順二、高谷秀雄、青木祐里子、有阪恵子、安積康男の8名である。

<お申し込み・お問い合わせ先>

「吉田正記念オーケストラ後援会」事務局

〒305-0032

茨城県つくば市竹園2-14-16

NPO法人日本ライフプランニング協会内

TEL. 029-852-5061 FAX.029-852-5076

E-Mail: yko@lifeplanning.org



F A X 0 2 9 - 8 5 2 - 5 0 7 6



「吉田正記念オーケストラ後援会」入会申込書

「吉田正記念オーケストラ後援会」に入会を申し込みます。

(ふりがな) おなまえ：
おところ：〒 都 道 府 県
おでんわ：
ファックス：
メールアドレス：

上記の個人情報は、無断で第三者に提供されることはありません。

振込票添付

銀行名：常陽銀行（ジョウヨウギンコウ）
支店名：研究学園都市支店（ケンキュウガクエントシシテン）
預金種類：普通預金
口座番号：3403866
口座名義：ヨシダタダシキネンオーケストラコウエンカイ
センムリジケンジムキョクチョウ シバヌマイサオ

お振込手数料は、振込者にてご負担下さい。

メール会員	申込日	4月 1日 ~ 9月 30日	1,500円
		10月 1日 ~ 3月 31日	750円
郵便会員	申込日	4月 1日 ~ 9月 30日	2,500円
		10月 1日 ~ 3月 31日	1,250円

振込票を添付のうえ下記にFAXして下さい。

F A X 0 2 9 - 8 5 2 - 5 0 7 6